**土砂災害防止法 よくある質問**

土砂災害防止法（正式名称：「[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」](http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO057.html)）に関して、よくいただく質問をまとめています。

**Ⅰ 土砂災害について**

１　 「土砂災害」とは、どのような現象をいうのですか。

土砂災害防止法で対象とする土砂災害は、「土石流」「地滑り」「がけ崩れ」であり、多くは、長雨や集中豪雨をきっかけに発生しています。

それぞれの現象の特徴は、以下のとおりです。

（土石流）

長雨や集中豪雨などによって、谷や斜面にたまった土石が、雨による水と一緒に、一気に流れ出して起こる現象です。流れの先端部に大きな礫があることが多く、その流れの速さは時速 20～40km で一瞬のうちに人家や田畑等を壊滅させてしまいます。

（地滑り）

　比較的緩い斜面が地下水などの影響で、広範囲にわたってゆっくりと滑り落ちていく現象です。１日に数ミリ程度と目に見えないほどの動き方ですが、突然数メートルも動くことがあります。広範囲のため、家や田畑、道路や鉄道などが一度に大きな被害を受けてしまいます。地すべりによってせき止められた川の水が決壊すると、下流に大災害をもたらすこともあります。

（がけ崩れ）

雨水の浸透や地震等で急な斜面がゆるみ、突然崩れ落ちる現象です。突発的に起こり、速いスピードと強い破壊力で崩れるため、人家の近くで起こると逃げ遅れる人も多く、人命を奪うことの多い災害です。

1. 土砂災害は、どのくらい発生しているのですか。

全国では、令和元年に1,996件、令和２年に1,319件、令和３年は1,000件未満だったものの平成２４年～令和３年の１０年間においては、年平均1,400件の土砂災害が発生しています（災害件数は国土交通省調べ）。

大阪府でも毎年数件の土砂災害が発生していますが、昭和５７年以降は、人的被害はありません。ただ、昨今の豪雨等の異常気象により、大阪府においても、大規模な土砂災害がいつ、どこで発生するかは分かりません。大雨時には早めの避難を心がけてください。

1. 土砂災害は、どのような時におこるのですか。

土砂災害は何日も続く長雨や、これまでの雨が急に強くなったときに発生することが多いですが、いつどこで発生するかについては、その場所の地形や地質・植生・土地の利用状況など様々な要因によって左右されるため、正確な場所と時間を把握することは困難な災害です。

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、大阪府と気象庁が共同で「土砂災害警戒情報」を発表しています。

土砂災害警戒情報が発表されていなくとも、土砂災害の発生する可能性がありますので、気象情報等に注意し、早めの避難を心がける必要があります。

**Ⅱ 土砂災害防止法について**

1. 土砂災害防止法が制定された経緯は。

平成 11 年 6 月 29 日、広島市・呉市を中心とした集中豪雨により、土砂災害発生件数 325 件、死者 24 名となる大きな土砂災害が発生しました。

原因として、土砂災害の恐れのある地域に住んでいると知らなかったこと、山裾や谷出口等の土砂災害の恐れのある地域での宅地開発が進んでいたことが考えられています。

この災害を契機に、「土石流やがけ崩れのような災害に対しては、危険箇所への手当を行うとともに、抜本的には危険な地域に家が建つことを事前に防止する措置をとる必要がある」との認識がもたれ、土砂災害のおそれのある箇所を明確にし、住宅等の新規立地抑制等や、警戒避難体制の整備等を位置づけた「土砂災害防止法」が、平成１３年４月１日に施行されました。

1. 区域指定を行うための、基礎調査の対象箇所は、どのように選定されたのですか。

土石流、地すべり、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）の3つが対象となります。平成15年に公表されている土砂災害危険箇所（QⅡ-３ 参照）及び航空写真測量により作成した地形図（砂防基盤図）から判読した斜面などを主に調査対象としました。

また、航空レーザ測量の精度向上などにより、これまで航空写真測量では判読できなかった地形の確認ができるようになり、令和3年度より改めて地形図（高精度な地形図）を作成し、調査対象となる斜面の選定を行い、調査を進めることとしています。

1. 「土砂災害危険箇所」と「土砂災害警戒区域等」は、どのような違いがあるのですか。

全国的に土砂災害警戒区域等の指定が完了し、名称も一定程度定着したことから、令和６年４月１日以降、 土砂災害危険箇所（「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」）を使用しないこととなりました。以下の内容については、令和６年3月31日時点の内容となります。

土砂災害防止法の施行前から公表されている「土砂災害危険箇所」は、住民の方が土砂災害のおそれのある箇所を確認し、土砂災害への備えや自主避難の目安として役立てていただくために公表しているものです。この箇所には法的規制はありません。

一方、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の後、法に定める「警戒避難体制の整備」、「特定開発の制限」、「建築物の構造規制」「移転支援」などの措置を行う区域を指定するものです。

土砂災害への備えや自主避難の目安に加え、土砂災害から住民の生命・身体を保護するために法による規制、制限等が生じます。

1. 「土砂災害危険箇所」と、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」等で、範囲が違うのはなぜですか。

全国的に土砂災害警戒区域等の指定が完了し、名称も一定程度定着したことから、令和６年４月１日以降、 土砂災害危険箇所（「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」）を使用しないこととなりました。以下の内容については、令和６年3月31日時点の内容となります。

「土砂災害危険箇所」は、調査要領に基づき １／２５,０００地形図を使用し、土砂災害のおそれのある箇所を把握しています。

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」等は、航空写真から作成した１／２,５００地形図を使用し、現地調査も実施しており、調査精度の大幅な向上により異なる範囲を示す場合があります。

また、「土砂災害危険箇所」ではなかったところでも基礎調査を行った結果、「土砂災害警戒区域」等に指定される場合もあります。

1. 土砂災害防止法で指定される「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」とは、どのような意味を持つものですか。

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域のこと、「土砂災害特別警戒区域」は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域のことです。

特に、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害により建築物に損壊が生じると考えられるため、開発行為や、住宅等の新規立地の際には、許可を受ける必要が生じます。

**Ⅲ 基礎調査について**

１　急傾斜地、土石流の基礎調査とは、どのような調査を行うのですか。

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」等を指定する際に行う、調査のことを言います。

基礎調査には、航空写真などから作成した三次元デジタル地図をベースに、大阪府が作成した基礎調査マニュアル（平成２９年３月）に従い、土砂災害により被害の受けるおそれのある土地の範囲を特定する机上調査と、目視による地形や地質の確認、写真撮影による人家等の周辺状況確認、斜面の下端等を把握するためにポールやメジャーを用いた簡単な地形測量を行う現地調査があります。

２　地滑りの基礎調査とは、どのような調査を行うのですか。

地滑り危険箇所内で想定されている地滑りブロックを既往調査資料、地形図、空中写真等から地形判読を行い、地滑りブロックの形状や滑り方向等を推定します。また、推定された地滑りブロック及び滑り方向の現地調査を行い、机上判読で不明瞭とみられたブロックについて現地調査による地滑り地形変動の存在の有無（段差、亀裂、小崩落、末端部隆起等）を確認し、地滑りブロックか否かの判読を行ったうえで区域設定を行います。現地調査方法としては、公道、畦道等からの調査を基本とし、必要に応じて耕作地、住宅等の敷地内の調査を行います。

３　基礎調査は、誰が行うのですか。

土砂災害防止法では、基礎調査は都道府県が行うこととされており、現地調査等は都道府県が委託した設計コンサルタント業者が行います。

４　現地調査に入る際には、事前に連絡をもらえるのですか。

調査の際には、事前に回覧板や案内チラシなどにより調査時期、調査箇所等をお知らせします。また、住宅の裏等に立ち入りが必要な時には、事前に居住者に通知した後で立ち入ります。なお、調査員は大阪府が発行する身分証明書を常時携行しています。

５　現地調査での立ち入りを拒否することはできますか。

法律では、土地の占有者又は所有者は、正当な理由が無い限り立ち入りを妨げてはならないとされています。 調査実施にあたっては、事前に日程を通知し調整に努めますので、ご協力をお願いします。

６　調査結果は、教えてもらえますか。

調査結果は、市町村の担当部局もしくは最寄りの土木事務所にて閲覧できます。また、大阪府のホームページでも公開しております。（土砂災害防止法第4条２項に基づく公表）

[（](http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/#kekka) <https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html> [）](http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/#kekka)

７　現在、人家がまったく無い箇所でも、基礎調査は実施するのですか。

将来、宅地開発など、利用の可能性のある箇所は、基礎調査及び区域指定の対象となります。特定開発行為について制限し、許可制とすることで、土砂災害のおそれのある区域の新規立地抑制を図ることも、土砂災害防止法の目的の一つです。

８　急傾斜地の基礎調査を実施する箇所は、どのような考え方で決めているのですか。

地図上で、土砂災害防止法の指定要件である、がけの角度が30度以上あるか等の条件を満たしている地形か確認し、調査箇所を決定しています。

９　基礎調査を行った箇所は、すべて土砂災害防止法に基づく区域指定を行うのですか。

基礎調査を実施する箇所は、地図上で確認して決めたものであり、区域指定を行うにあたっては、現地調査等の詳細な調査を行うことで、区域指定の範囲を決定します。現地調査等の結果、区域指定がなされない箇所もあります。

**Ⅳ 区域の指定（解除）について**

１　土砂災害警戒区域に指定されると、どのようなことが必要になるのですか。

土砂災害警戒区域に指定されると、市町村は、警戒避難体制を整備することが義務付けられ、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知するよう努めることになります。

　避難に時間を要する方が利用する病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域内に立地する場合は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が施設管理者に義務付けられます。

また、不動産取引においては、土砂災害警戒区域である旨を、重要事項説明書に記載し、交付、説明を行わなければなりません。

２　土砂災害特別警戒区域に指定されると、どのようなことが必要になるのですか。

土砂災害特別警戒区域に指定されると、土砂災害警戒区域で行われることに加えて、以下のことが行われます。

■特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲並びに社会福祉施設、幼稚園、病院、その他要配慮者利用施設の建築のための開発行為（特定開発行為）は、府知事の許可が必要となります。許可の申請については事前協議の上、所轄の土木事務所へ申請して下さい。

■建築物の構造規制

土砂災害特別警戒区域内では、居室を有する建築物の建築行為は、土砂災害が発生した場合に想定される土石の移動・堆積の力に耐えられるよう、構造が規制され、建築確認が必要となります。

■建築物などの移転の勧告及び支援措置

府知事は、土砂災害に対し危険な状態にある建築物の所有者などに対し、家屋の移転等の勧告をすることができます。また、移転の際には住宅金融支援機構による融資を受けることができます。

３　高さ５ｍ、勾配 30°のがけが土砂災害防止法の対象となっていますが、何か根拠はありますか。

過去のがけ崩れ災害データの統計により、高さ５ｍ未満の場合には生命、身体に危害を生じたものはないとされています。また、勾配については、急傾斜地法では 30°以上が急傾斜地の定義となっており、過去の災害事例においても急傾斜地の崩壊はほとんどが 30°以上となっています。ただし、5ｍ未満、30°未満の場合が、必ずしも安全ということではありません。

４　土石流の場合、流域面積が５㎞ 2 以下、勾配２°以上のものが対象となっていますが、何か根拠はありますか。

一般に勾配の急な渓流の流域面積は比較的小さいものとなっており、これまでに実施された土石流危険渓流に関する調査の結果によれば、全国の抽出された渓流約８万渓流のうち流域面積５㎞ 2以下の渓流が全体の 99％を占めています。また、家屋被害を発生させた土石流に関する過去のデータに

よれば、土砂堆積範囲の下流端の土地の勾配は、全体の 95％が２度以上となっています。

|  |
| --- |
| ５　全国で多くの土砂災害が発生した場合、指定基準が変わることはありますか。 |

　 指定基準は過去の災害を基に、法律で定められたものです。土砂災害の発生状況や被災実態により、法律が改正され、指定基準が変更された場合は、大阪府でもそれに準じて区域指定を行うことになります。

６　特定開発行為は、どのような基準で許可されるのですか。

土砂災害を防止するために、開発行為を行うもの自らが施工しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っていると認められる場合、許可されます。

7　土砂災害警戒区域等は、現在、どのくらい指定されていますか。

大阪府のホームページに掲載しています。

（ＵＲＬ）<https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html>

８　指定された「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の範囲は、今後、変更されることがありますか。

「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」の範囲は、対策工事や開発行為等により、地形改変が行われた場合、指定された区域の範囲が変更されることがあります。 大阪府では平成２８年度にそれまで抽出していた候補地の基礎調査及び区域指定を完了し、平成２９年度以降は、法律に記載されている２巡目基礎調査として、対策工事や開発行為等に伴う地形改変による、既に指定された区域の確認や新たな候補地を、過去の航空写真との比較により抽出しています。また、航空レーザ測量の精度向上に伴う新たな地形図（高精度な地形図）を用いた新たな調査対象箇所の抽出に伴い、区域の変更や、新たに指定される場合があります。

９　土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の範囲は、どのようにすれば確認できますか。

範囲を示した資料（公示図書）は、最寄りの土木事務所または市役所・町村役場にて、確認できます。また、大阪府のホームページでは、範囲を示した平面図を掲載しています。

10　指定された区域を現地で確認したい場合は、どうすればよいですか。

土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒の両方が指定されている場合は、座標で管理していますので、現地復元が可能です。「土砂災害警戒区域」のみの指定の場合は平面図からの再現となる場合があります。最寄りの土木事務所にお尋ねください。

11　基礎調査後、どのくらいの期間で指定されますか。

調査結果は、市町村への意見照会等の事務手続きを経て、速やかに指定することとしています。

12　区域指定の前に、基礎調査の結果が公表されると聞きましたが、どのような考えによるものですか。

基礎調査完了後、区域指定までに時間を要した場合、土砂災害のおそれがある区域を住民が知ることができないため、基礎調査結果を市町村に通知するとともに、公表するものとして、法改正がなされたものです。

調査結果を市町村に通知し、範囲を示した図面を土木事務所等で縦覧するとともに、ホームページにも掲載することになります。（土砂災害防止法第4条２項に基づく公表）

[（](http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/#kekka) <https://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/d_sitei.html> [）](http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/#kekka)

13　区域指定したことを、教えてもらえるのですか。

区域指定を行う場合は、その旨を大阪府公報へ掲載して告示します。また、指定後は、所轄の土木事務所または市役所・町村役場に図書が縦覧され、あわせて、大阪府のホームページで区域の範囲を示した平面図を掲載しています。 なお、土砂災害警戒区域は市町村から配布されるハザードマップにも記載されておりますので、いざというときの円滑な避難のために、お住まいから避難所までに指定されている土砂災害警戒区域を、普段から確認しておいてください。

14　区域指定に際して意見を言いたいが、どのようにしたらよいですか。また、意見は反映してもらえますか。

土砂災害防止法は、土砂災害の危険性があると判断された箇所をお知らせすること等を目的としており、区域指定に際して、広く意見を聴くパブリックコメントのような手続きは行いません。

また、土砂災害警戒区域等の範囲は、法で定める基準等により客観的に決定するものですので、現地の状況が変更されるなどの要因が無い限り、区域を変更することはありません。

15 区域指定に反対すれば、指定は行わないのですか。

土砂災害防止法では、区域指定の要件に地権者や占有者等の同意を必要とはしておりません。

よって、区域指定に反対されても、区域指定は行うことになります。なお、大阪府では、区域指定に反対される方には、土砂災害から人命を守るという土砂災害防止法の趣旨を説明し、ご理解いただくよう努めています。

16 土砂災害警戒区域のみが指定されている箇所がありますが、土砂災害特別警戒区域には該当しない箇所なのですか。

　すでに大阪府による対策工事等が行われている箇所では土砂災害特別警戒区域が指定されず、土砂災害警戒区域のみが指定されている場合があります。また、土石流においては渓流内の土砂量や現地地形によって、土砂災害特別警戒区域が指定されない場合があります。なお、地滑りについては現在進行形で、地滑りが発生している箇所に限り、土砂災害特別警戒区域が指定されます。

17 いままで、何十年も土砂災害が発生してない箇所であれば、区域指定する必要はないのではないですか。

土砂災害は、以前発生した箇所で繰り返し発生するばかりでなく、今まで発生したことがない箇所でも斜面の風化や異常気象などにより発生することがあります。

土砂災害防止法の目的は、土砂災害が発生した際に、住民の生命・身体を守ることが目的ですので、過去に災害が発生していない箇所でも、調査の結果、土砂災害のおそれのある区域であれば、指定を行います。

18　区域指定されると、地価が下がるのではないか。

土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害の危険性を調査、評価し、結果を明らかにすることで、その土地が持つ危険性を明確にするものであり、区域指定によって、土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではありません。

地価については、諸条件を考慮した上、適正な水準として評価されると考えられます。

19 すでに「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されているので、土砂災害防止法に基づく区域指定は必要ないのではないですか。

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないように、行為の制限や対策を実施する区域で、いわば、原因地対策を講ずるための区域です。

一方、土砂災害防止法に基づく区域指定は、崩壊等が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域で、警戒避難体制の整備や開発規制等の立地抑制などを実施する、いわば被害地対策を講ずるための区域です。このため、両方の指定目的は異なり、重ねて指定することとなります。

20 がけ（谷）から離れている箇所が、土砂災害警戒区域に指定されていますが、土砂災害により土石は到達するのですか。

土砂災害警戒区域は、過去の土砂災害の実例から得られたデータをもとに法令で規定された基準に基づき、土砂の到達範囲を設定したものです。土砂災害は自然現象ですので、今後実際に土砂災害が発生した場合には、区域の範囲に収まる場合や、また、超える場合があります。

21 区域指定された場合、府は対策工事を行うことになるのですか。

土砂災害防止法は、住民の生命と身体を守るために警戒避難体制の整備や特定開発行為の許可制などの、いわゆる「ソフト対策」を行うものです。区域指定をされた箇所に、対策工事などの「ハード対策」を行うというものではありません。

大阪府では、砂防法などに基づき、対策工事を進めていますが、府内には多数の危険箇所があり、すべての危険箇所に対策工事を実施するには、莫大な費用と期間が必要となります。また、対策工事を行った場合でも、対策工事の計画を超える災害が生じる場合も考えられることから、対策工事が行われた箇所においても、警戒避難体制の整備などのソフト対策は必要です。

22 現在住んでいる家を含む区域が、土砂災害特別警戒区域に指定されましたが、家の建て替え及び増改築を行う場合に何か規制があるのでしょうか。

今後、家の建て替えや増改築を行う際には建築基準法に従い、建築物の構造規制（建築物が土砂の外力に耐えうる構造にする）に基づく建築確認を受ける必要があります。詳しくは建築主事にお尋ねください。

23　造成の際に許可を受けている宅地が、区域指定を受けるのはなぜですか。

都市計画法や宅地造成等規制法などに基づいて開発許可を受けた宅地は、一定の災害を防止するために必要な水準を満たし、周辺地域へ悪影響を及ぼさないように計画・施工されていますが、自然災害である土砂災害は経年による斜面の風化や異常気象などにより発生することがあります。  
　土砂災害防止法では、万が一、土砂災害が発生した場合に、人命を守ることを目的としているため、基礎調査により、地形状況等に基づき土砂災害警戒区域等を指定します。

24　区域指定を進めるより、対策工事（ハード対策）を実施すべきではないか。

対策工事（ハード対策）は、優先順位の高い箇所から、順次実施しています。しかし、府内には

4000 箇所以上の危険箇所があり、全ての危険箇所で対策工事を実施するには長期間を要します。

また、計画以上の災害が発生する可能性もあるため、対策工事の有無にかかわらず、警戒避難体制の整備等のソフト対策は必須であると考えています。

土砂災害防止法は、土砂災害のおそれのある区域を明確にし、住民の生命と身体を守るために警戒避難体制の整備や特定開発行為の許可制などの、いわゆる「ソフト対策」を行うもので、対策工事（ハード対策）とは別に、進めていく必要があると考えています。

25　「土砂災害警戒区域」等に指定されなかった箇所は、土砂災害が発生しない、安全な土地ということですか。

「土砂災害警戒区域」等は、土砂災害が発生した場合に被害を受ける恐れのある土地の範囲を示しています。これはあくまで目安であり、土砂災害は自然現象であるため、土砂災害が必ずしも「土砂災害警戒区域等」内でおさまるとは限りません。したがって、指定されていないからと言って必ずしも安全であるとは言えません。

26　がけに、大阪府が施工した対策施設がありますが、「土砂災害警戒区域」等に指定されることはありますか。

「土砂災害警戒区域」は、地形の要因によって決定しています。斜面表面や斜面下部に対策工を実施した場合でも、地形が急傾斜地の要件（勾配 30°以上、高さ５ｍ以上）を満たしていれば、対策施設があっても土砂災害警戒区域は指定されます。

また、自然災害という特性上、想定される規模で設計されている対策施設で、自然災害を完全に防止できるものではありません。警戒避難の観点からも土砂災害警戒区域は指定する必要があります。

一方で、「土砂災害特別警戒区域」は、流出する土砂の移動や堆積の力から、その範囲が決定されるため、対策工事が施工され、土砂の移動や堆積の力に対して一定の対策がなされた場合は、指定されません。ただし、過去の基準に基づいて施工され、現在の基準を満たさない対策工事の場合は、土砂災害特別警戒区域に指定される可能性があります。

27　現在の基準を満たさない対策施設について、大阪府は改築や補強を行うのですか。

大阪府が設置し、管理している対策施設については、老朽化等により改築する必要があると判断された場合には、大阪府が改築を行います。

ただし、大阪府では、事業の対象となる急傾斜地崩壊危険箇所が約 700 箇所あり、その内、対策施設が設置されているのは約２割です。これらの現状を考慮すると、すでに対策がされている施設の補強を行うよりも、未対策の箇所へ新規の対策施設を設置する方が、がけ崩れから府民の安心安全を得るためには優先順位が高いと考えています。今後の事業展開や財政状況により予算の措置が可能になった場合には計画的な補強を検討します。

28　土砂災害防止法に指定されることで住民に何かメリットはありますか。

土砂法の目的は、土砂災害のおそれのある区域を明らかにして、警戒避難体制の整備や、開発行

為を制限すること等によって、その区域にお住いの住民の生命及び身体を保護することにあります。

29　土砂法に基づき土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されたが、どうすれば指定が解除されるのか。

次の場合は指定された区域の全部または一部が解除されます。

* 1. 土地の所有者等が土地の改変を行うことにより、地形そのものが区域指定の基準（急傾斜地であれば、傾斜度 30°以上かつ高さが 5m 以上）を満たさなくなった場合（この場合は土砂災害警戒区域の指定も解除されます。）

※法律の主旨より、指定要件を満たさない地形改変でも土砂災害の危険性が増大している場合等は解除できない場合もあります。

* 1. 土地の所有者等が斜面対策等を行うことにより、土砂の外力に対する防護効果を有すると評価され対策施設が適切に維持管理されて、将来的に機能し続けると判断された場合。

例えば、急傾斜地の土地所有者等が斜面対策を実施する場合は「急傾斜地崩壊対策事業」に準じる効果を有することが必要になりますので、事前（検討段階より）に最寄の土木事務所へご相談ください。なお、土砂災害警戒区域は地形要件で指定されるため、斜面対策を行っても地形要件が変わらなければ土砂災害警戒区域の指定を解除することはできません。

30　土砂災害特別警戒区域内の家屋に住んでいるのですが、移転や補強を行う際に、補助金はもらえますか。

　土砂災害特別警戒区域が指定される以前から建築されていた家屋については、移転や補強を行う際にその費用の一部を補助する制度があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。